

松山市告示第170号  
平成30年4月20日  
松山市長 野志 克仁

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により、景観計画を定めたので、同法第9条第6項の規定により、次のとおり告示し、及び当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

記

1. 景観計画の名称

松山市景観計画

2. 景観計画区域に追加する区域（区域図参照）

松山駅周辺景観形成重点地区

大手町通り景観形成重点地区

3. 効力の発生する日

平成30年10月1日

4. 縦覧場所

松山市役所 本館7階 都市デザイン課

5. 縦覧開始日

平成30年4月20日

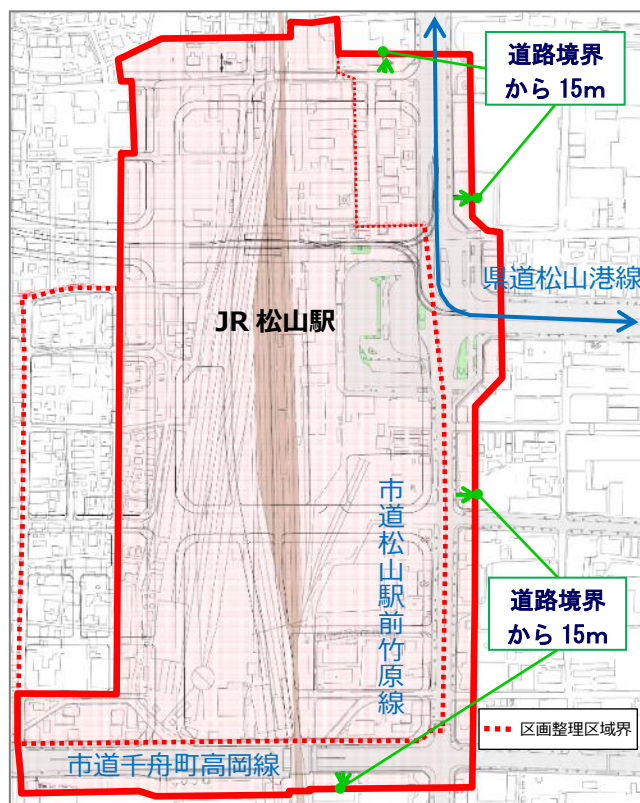
6. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

## 追加する松山市景観計画区域

### 松山駅周辺景観形成重点地区

J R松山駅を中心とし、松山駅周辺土地区画整理事業区域のうち、商業地域及び近隣商業地域並びに県道松山港線、市道松山駅前竹原線、市道千舟町高岡線に面する下記の区域とします。



### 大手町通り景観形成重点地区

主要地方道松山港線のうち、国道 196 号（西堀端）から J R松山駅前までの東西の通り（延長約 520m）及びその通りに面する南北の区域（道路境界から 15m）とします。

